

開発許可制度における系統用蓄電池の取扱いフロー

計画している系統用蓄電池は、電気事業法に掲げる電気事業のうち、どの事業の用に供する電気工物に該当するか。
【電気事業法】第2条第1項第16号・18号

- ・小売電気事業
- ・特定卸供給事業
- ・どの電気事業にも該当しない事業

- ・一般送配電事業・送電事業・配電事業
 - ・特定送配電事業・発電事業
- ①該当地の位置図（航空写真等）
②国から電気事業者の許可を受けている者
③発電事業の届出が完了していること
（見込可、経産省or資源エネルギー庁へ提出）
⇒①～③を証明できる書面の確認。

計画している施設は、建築物又は第一種特定工作物に該当するか。

建築物【建築住宅課へ】
（複数の専用コンテナを積み重ねたもの含む）

第一種特定工作物
（建築物ではないが、危険物を含有するもの）

左記以外のもの

開発区域（計画地）の規模等により許可が必要。

- ・都市計画区域内 ⇒ **1,000㎡以上**
- ・都市計画区域外 ⇒ **10,000㎡以上**

※日光市の都市計画区域内は、**全域が非線引きであるが、市の条例により1,000㎡以上が許可対象である。**

開発許可を要さない。
【都市計画法】
第29条第1項・第2項
『開発行為の許可』
許可不要

【注意事項】

- ※1: 国土交通省通知(技術的助言)参照。
R07.04.08付 国都計第7号『系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて』
H25.03.29付 国住指第4846号『蓄電池を収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて』
- ※2: 開発計画区域は、**コンテナ設置区域(騒音振動法の離隔等、フェンスで囲った範囲)のみではなく、通路や空地等の一体で土地利用する全体の範囲となります。**
上記の土地の面積が、1,000㎡以上の場合、都市計画係までお問い合わせをお願いします。
⇒電気事業者の許可・発電事業の届出の確認のため
- ※3: 開発許可に該当しない場合であっても、**建築基準法(専用コンテナ、複数積み重ね等:建築指導課)・盛土規制法(現況地盤±30cmの盛土・切土:栃木県)・森林法(1ha以上:森林開発等:環境森林課)**等の関係法令において許可・届出等が必要な場合があります。